

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課保険企画室

3. 評価実施時期

平成24年1月26日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

【現状及び問題点】

保険会社においては、経営の健全性を確保する観点から他業が禁止され、子会社とすることができる会社（子会社対象会社）の業務範囲にも制限がある一方、諸外国では、保険会社の子会社に関するこのような業務範囲規制が設けられていないことが多い。このため、諸外国の保険会社と日本の保険会社が、外国保険会社の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外の会社を売却するとの条件を付けざるを得ない日本の保険会社が不利な状況におかれ、海外市場への進出を阻害する要因となっているとの指摘がある。近年、日本の保険会社による外国保険会社の買収が増加し、今後も買収のニーズが継続して見込まれるところであり、保険会社の国際展開を容易にする環境が整備されない場合、保険会社の経営基盤の強化を図る機会が失われる可能性がある。

【目的及び必要性】

上記問題に対応するため、保険会社の国際展開を容易にする環境を整備し、保険会社の経営基盤の強化に資する選択肢を増やしていく必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

保険業法第106条第1項、第4～6項

(3) 規制の新設又は改廃の内容

買収した外国保険会社の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社

以外の会社についても、原則として5年以内に限り子会社としての保有を認め、その期間内に当該子会社が子会社でなくなるような措置を義務付ける。当該子会社の処分が困難である等の事情が認められる場合には、内閣総理大臣の承認の下で、当該期間を超えての保有を例外的に容認する。

5. 想定される代替案

外国保険会社の子会社のうち、子会社対象会社以外の会社の恒久的な保有を認める。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

（1）遵守費用

① 本案

保険会社において、子会社対象会社以外の会社を子会社としてから5年以内に、当該会社を子会社でなくなるような措置を講ずるための費用が発生する。その5年間を超え、当該会社を子会社としてやむを得ず保有しようとする場合には、当該保有に係る期間を延長するため、行政庁（国）に対して承認申請を行うための費用が発生する。

② 代替案

特段の費用は発生しない。

（2）行政費用

① 本案

行政庁（国）において、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有する保険会社に対し、当該会社を子会社でなくなるような措置を講じているか、確認するための費用が発生する。当該保険会社から、その5年間を超えて、当該保有をやむを得ず延長しようとする承認申請があった場合には、当該申請に対する審査費用が発生する。

② 代替案

特段の費用は発生しない。

（3）その他の社会的費用

① 本案

保険会社において、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有する場合には、5年以内に当該会社を子会社でなくなるような措置を講じなければならないことから、保険会社に他業リスクが波及する可能性は低く、特段の社会的費用は発生しない。

② 代替案

保険会社において、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有している間、当該保有を原因として、保険会社の業務又は財務の健全性に悪影響を与える事態が生じた場合には、保険契約者等の保護に支障を来すおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

日本の保険会社が、諸外国の保険会社と外国保険会社の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外の会社を売却するといった条件を付けることができなくなり、国際展開が容易になることから、経営基盤の強化に資する選択肢が増し、経営基盤の強化が図られることが見込まれる。

② 代替案

本案と同程度の便益が見込まれる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

（1）費用と便益の関係の分析

本案については、遵守費用及び行政費用が発生するものの、いずれも過度な負担を強いるものではなく制度の運用に際して必要最小限の費用であり、実務上の影響は軽微であると考えられる。

さらに、日本の保険会社による外国保険会社の買収のニーズが今後も継続して見込まれている中で、今般の改正によって当該買収が容易になり、経営基盤の強化に資するという多大な便益が発生することが見込まれる。

これらを総合的に勘案し、本案による改正は適当といえる。

（2）代替案との比較

本案は、代替案と比較し、遵守費用及び行政費用が上回る。しかしながら、本案では特段の社会的費用が発生しないと考えられる一方、代替案では子会社対象会社以外の子会社としての恒久的な保有が可能であることから、当該保有を原因として、保険会社の業務又は財務の健全性に悪影響を与える事態が生じた場合には、保険契約者等の保護に支障を来し、多大な社会的費用が発生するおそれがあり、これを看過することはできない。

したがって、本案が適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

『保険会社のグループ経営に関する規制の見直しについて』（保険会社のグループ経

営に関する規制の在り方ワーキング・グループ報告書・平成 23 年 12 月 2 日)

10. レビューを行う時期又は条件

「保険業法等の一部を改正する法律」の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。